

岩手県告示第814号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成28年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 埋立ての免許をした年月日 平成28年10月13日
- 2 埋立ての免許を受けた者の住所及び名称
 - (1) 住所 盛岡市内丸10番1号
 - (2) 名称 岩手県
- 3 埋立区域
 - (1) 位置 岩手県釜石市只越町一丁目65番及び同市港町二丁目51番8の地先公有水面
 - (2) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結んだ線により囲まれた区域
 - ①の地点 須賀地区に設置されている公共基準点（3級基準点、北緯39度16分17秒4513、東経141度53分12秒9115）から0度50分22秒119.39メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から292度55分37秒8.53メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から2度54分23秒6.94メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から110度53分17秒11.12メートルの地点
 - (3) 面積 66.22平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位置 岩手県釜石市只越町一丁目65番及び同市港町二丁目51番8の地内並びに同市只越町一丁目65番及び同市港町二丁目51番8の地先公有水面
 - (2) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①'の地点と④'の地点を結んだ線により囲まれた区域
 - ①'の地点 須賀地区に設置されている公共基準点（3級基準点、北緯39度16分17秒4513、東経141度53分12秒9115）から3度35分55秒66.93メートルの地点
 - ②'の地点 ①'の地点から335度20分04秒58.44メートルの地点
 - ③'の地点 ②'の地点から24度36分33秒49.75メートルの地点
 - ④'の地点 ③'の地点から114度36分33秒44.29メートルの地点
 - (3) 面積 3,047.76平方メートル
- 5 埋立地の用途 防潮堤及び水路用地